

近畿矯正研究会入会申込書

記入日 年 月 日

会員種別

なまえ
名前 _____ 性別 男 女

勤務先（診療所名または大学名） _____

住所 _____

電話 _____ ファックス _____

自宅 _____

住所 _____

電話 _____ ファックス _____

下記内容も記入お願いいたします。

出身大学 _____ 大学 _____ 年卒業（西暦）

矯正学講座
_____ 年（西暦） 月 _____ 大学 矯正学講座入局

または
医院勤務
_____ 年（西暦） 月 _____ 歯科医院 勤務

近畿矯正歯科学研究会 会則

第一章 総 則

第1条 本会は、近畿矯正歯科学研究会（略称 A.O.R.K : Association of Orthodontic Research in Kinki Districts）と称する。

第2条 本会は、矯正歯科臨床における知識の吸収と識見の向上をはかり、歯科矯正学の啓蒙を行い、あわせて会員相互の親睦を厚くすることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、事業を企画し、実施する。

第4条 本会は本会の主旨に賛同し近畿地区内で業務する矯正歯科医師をもって組織する。近畿地区外にて業務する者の入会には、現会員の推薦と幹事会の了承をもってこれを認める。

第5条 本会の事務局は、会長がこれを定める。

第二章 会 員

第6条 会 員

本会は Regular Member と Senior Member ならびに SupportingMember をもって構成する。

第1項 Regular Membership はミーティングに治験症例を2例以上提示するか、Progressive display をその終了まで行うことによって得るものとする。

1、Regular Member は3年に1度以上、計2例以上の治験症例を提示しなければならない。

2、Regular Member は会則ならびに議決事項を守り、義務を履行することによって総ての権利を有するものとする。

第2項 Senior Membership は60才かつ10年以上、Regular Member である者を有資格者とし、本人からの請求と幹事会の承認を必要とする。

1、Senior Member はミーティングで治験症例の提示をする義務を持たない。

2、Senior Member は役員になる権利を持たない。

第3項 本会はSupportingMemberをもつことができる。SupportingMemberは本会に協力する団体又は個人で幹事会の了承を得たものとする。

第三章 役員 及び 顧問

第7条 本会は **Regular Member** からなる次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

幹事 若干名

第8条 会長は幹事会の推薦または互選により **Regular Member** の中から選出する。

第9条 会長は就任後、**Regular Member** の中から副会長、幹事を任命する。

第10条 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 会長は、相談役として本会内外識者に顧問を委嘱することができる。

顧問は、幹事会への出席、治験症例の審査・指導を行うことができる。

第四章 総会

第12条 会務報告ならびに協議のため、会員を対象として年1回総会を開催する。

第13条 議決は総会出席者の過半数をもって成立する。

第五章 事業

第14条 年1回の症例提示を含めたミーティングを開催する。

第1項 このミーティングは“各自の症例を提示し、お互いの症例の良い点を学ぶ紳士的な集まり”であらねばならない。

第2項 症例提示

1、症例提示を行う **Regular Member** は、資料の完備した治験症例を本会所定の様式に従って提示し、展示しなければならない。

2、自身による治験症例の提示を他の会員に委託することは可能であり **Membership** の取得および維持に有効とする。但し、会長によりその欠席理由がやむをえない事情と認められた時に限る。

第3項 **Member** の他に、**Visitor/Guest/Mate** の参加が許される。

1、**Visitor** は大学卒業後6年以上のメンバーを希望する者で、3回を限度に年会費が免じられ **Member** と同額の参加費でミーティングに参加することが許される。

2、**Guest** は大学卒業後5年以内のメンバーを希望する者で、5回を限度に年会費が免じられ **Member** の半額の参加費でミーティングに参加することが許される。

3、**Mate** は上記 **Visitor/Guest** 資格を有しない者が参加を希望する場合、会長の了承のもと、メンバーの参加費・年会費合計相当額にて参加を許される。

第 15 条 治験症例審査

症例提示者のうち、希望者は本会顧問の症例審査・指導を受けることができる。

第 16 条 表彰等

1、提示回数表彰

2 症例以上の提示を 1 回として、1 症例提示を 0.5 回として累計し、カラーグレード表彰を行う。

2、シニア授与

60 才かつ 10 年以上、Regular Member であった者を有資格者とし本人からの請求と幹事会の了承のもと、Senior Membership を与えることができる。

3、優秀症例表彰

前条に規定する治験症例審査において、優秀なる成績をおさめたる者を表彰することができる。

4、その他

第 17 条 親睦会

第 2 条の目的を達するため年 1 回の親睦会を行う。

第 18 条 その他、第 2 条の目的達成に関与する事業を行う。

第六章 会 計

第 19 条 本会の経費は年会費、参加費、症例提示費、その他の収入で賄う。

第 20 条 本会の会計年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第 21 条 本会の年会費および参加費、症例提示費等は幹事会の定めるところによる。

第七章 会則の変更

第 22 条 会則を変更しようとする場合は、総会の承認を得ねばならない。

付則

1、本会則は昭和 59 年 1 月 1 日より施行する。

但し、Membership の施行は、第一回ミーティングの行われた昭和 58 年 9 月 11 日よりとし、当日の症例提示者をもって Regular Member とする。

2、本改正は昭和 59 年 9 月 9 日より施行する。

3、本改正は平成 17 年 9 月 11 日より施行する。